

定 款

特定非営利活動法人 枚方人権まちづくり協会 定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人 枚方人権まちづくり協会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を大阪府枚方市岡東町 1 2 番 1 - 5 0 2 号に置く。

(目的)

第 3 条 この法人は、市民の人権意識の普及と高揚を図り、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現をめざし、市民の誰もが自らの選択により自立し、安心して暮らすことのできる人権のまちづくりに資するための事業などに取り組むことにより、人権尊重のまちづくりに寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (2) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 人権擁護及び自立支援についての相談に関する事業
 - ② 人権意識の普及・高揚を図るための啓発に関する事業
 - ③ 人権意識の普及・高揚を図るための人材育成に関する事業
 - ④ 関係諸団体との調整、協力及び連携に関する事業
 - ⑤ その他目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会員

(会員の種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 3 種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者で、理事会において推薦された個人又は団体

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。

- 2 理事長は、正会員の申込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 3 名誉会員については、当該個人又は団体の承諾をもって入会とする。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。
 - (1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (2) 会費を2年以上滞納したとき。

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会において、理事総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が納入した会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役員、顧問及び相談役

(役員の種類別)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上20名以下
- (2) 監事 1名以上2名以下
- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
- 3 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。
 - (1) 理事長 1名
 - (2) 副理事長 2名以上3名以下
 - (3) 常務理事 1名
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が

役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会及び所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第14条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。ただし、その役員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 法令又は定款に著しく違反する行為のあったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(3) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その業務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問及び相談役)

第18条 この法人に顧問及び相談役を若干名置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、理事長の諮問に応じて助言を行い、又は理事会に出席し、意

見を述べることができる。

4 顧問及び相談役の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

第4章 総会

(種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

2 正会員以外の他の会員は、総会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第13条第4項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第23条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知し

た事項とする。

- 2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(書面表決等)

- 第27条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合における第25条、第26条第2項、第28条第1項第3号及び第46条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

- 第28条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者については、その数を明記すること。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

- 第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第30条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。
- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他この定款に定める事項及び総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

- 第31条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

- 第32条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に

理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(議決等)

第34条 理事会の議事は、理事の過半数の賛成をもって決する。

第6章 資産、会計及び事業計画

(資産とその区分)

第35条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第36条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第37条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第38条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。これを変更する場合は理事会の議決を経なければならない。

(予備費の設定及び使用)

第39条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の費用に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第40条 第38条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告書及び決算)

第41条 理事長は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借

対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の議決を経なければならない。

(長期借入金)

第42条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

(設置)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、理事長が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第45条 主たる事務所には、法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかななければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収益、費用に関する帳簿及び証拠書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款の変更は、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第47条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立認証の取消し
- 2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する

財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

第 9 章 雑則

(公告)

第 49 条 この法人の公告は、官報により行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(委任)

第 50 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会において別に定める。

附 則

(施行日)

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 (入会金・会費)

この法人の設立時の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

(1) 正会員 入会金 0 円 年会費 0 円

(2) 賛助会員 入会金 0 円 年会費 0 円

(3) 名誉会員 入会金 0 円 年会費 0 円

3 (設立当初の役員)

この法人の設立当初の役員は、第 12 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、2006 年 5 月 31 日までとする。

理事長	内山一雄	副理事長	前原哲雄	副理事長	前田慶一
理事	野谷 淨	理事	小西富美子	理事	羽田雅法
理事	鈴木進護	理事	宮川和香子	理事	高畑敬一
理事	永田久美子	理事	奥野 章	理事	奈良 涉
理事	藤原誠司	監事	桂 太郎	監事	平井清康

4 (設立初年度の事業計画及び予算)

この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第 37 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 (設立初年度の事業年度)

この法人の設立初年度の事業年度は、第 42 条の規定にかかわらず、成立の日から 2006 年 3 月 31 日までとする。

附 則

(施行日)

- 1 この定款は、2006年4月24日から施行する。

附 則

(施行日)

- 1 この定款は、2008年6月11日から施行する。

附 則

(施行日)

- 1 この定款は、2010年7月2日から施行する。

附 則

(施行日)

- 1 この定款は、2013年10月7日から施行する。

附 則

(施行日)

- 1 この定款は、2015年9月18日から施行する。

附 則

(施行日)

- 1 この定款は、2017年5月29日から施行する。

附 則

(施行日)

- 1 この定款は、2018年5月30日から施行する。

附 則

(施行日)

- 1 この定款は、2020年6月19日から施行する。